

## 天草市文化的景観形成事業制度のご案内



天草市では、平成21年4月に景観計画を策定し、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を天草市全域とし、景観の形成に取り組んでいます。更に平成24年9月に重要文化的景観として「崎津・今富の文化的景観」が国の選定を受けました。

建築物や生け垣などのデザイン、色、材料などを周囲と調和させ、まちなみをより良くする工事に対し助成を行います。また、地域を特徴づける景観に配慮した美化活動に対しても助成を行います。

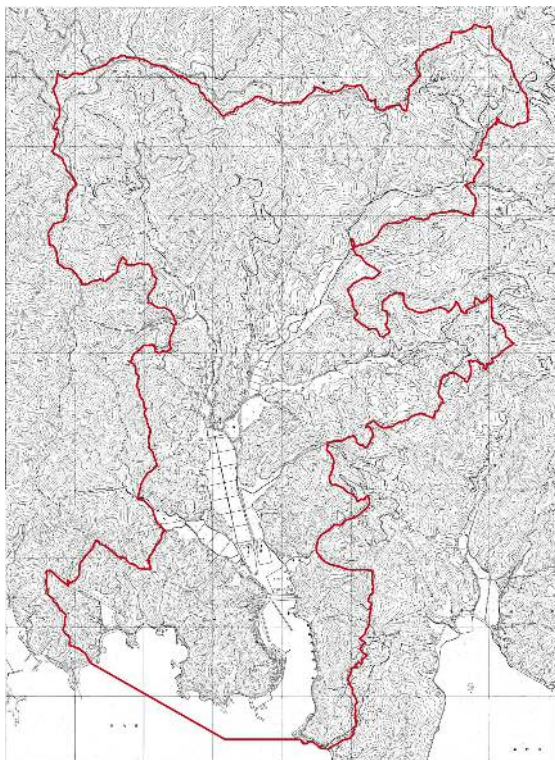
天 草 市

平成25年4月

## 制度の概要

<b>景観形成事業とは</b>	<p>重要文化的景観の良好な景観形成の維持に係るまちづくりに対し、形成に寄与する個人又は団体等が行う景観、およびまちづくりに対して支援を行う事業です。</p> <p>建築物・工作物の新築、増築、改築、移転に係る工事や生け垣の整備、道路・公園・海岸での美化活動など、その地域を特徴づける景観に配慮、および維持する行為を行う場合は補助を受けることができます。</p>
<b>申請できる方</b>	<p>個人、団体は問わないが、下記の1～4の全てに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 重要文化的景観の選定を受けた地域（平成25年4月1日現在は「崎津・今富の文化的景観」のみ）で土地又は建築物等の権利を有する者、又は住民団体 ※1</li> <li>2. 税金および公共料金を滞納していないこと</li> <li>3. 工事に着手、又は工事が完了していないこと</li> <li>4. 過去に本事業を活用していないこと（同一物件に係る同一補助対象行為について5年を経過した場合は除く、同一物件に係る同一補助対象行為の事業期間を複数年に分割して行う場合は除く）</li> </ol>
<b>補助率</b>	補助対象経費の1/2（地域、項目により限度額あり）
<b>対象とならない経費</b>	<p>建築物・工作物の内部構造物に係る工事費</p> <p>工事に係る経費</p> <p>他の補助金等を受ける経費（他の補助金等を受ける場合はその補助金等を控除した額）</p>

「崎津・今富の文化的景観」範囲図



「街区」範囲図



## 建築物の新築・改修工事

建築物の新築の際には、各々の地域に応じた景観に配慮したものとさせていただくよう、意匠や色彩などについて景観形成基準を定めています。これら景観形成基準を守っていただいたうえで、更に景観に配慮・工夫された工事に対して補助を行います。

### 【建築物の新築】

- ・屋根は入母屋、寄棟、切妻の勾配屋根で和瓦とする。
- ・外壁は板張りや塗り壁か、木目調などそのように見える仕上げとする。
- ・室外機には木製の格子を取り付ける。

など景観補助基準を満たす新築工事。

### 【建築物の改修】

- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造を和風のデザインにする工事。
- ・改造されている木造建築物を建築当初の姿に戻す工事。
- ・増築、改修工事の際、工事部分を修景補助基準に適合させる工事。
- ・現在掲出されている屋外広告物の撤去工事

### 【工作物の新設・改修】

- ・柵、門、塀は和風のデザインとする。
- ・修景補助基準を満たす改修工事。
- ・自動販売機、室外機は木製格子で目隠しをするなど、景観に配慮したデザインとする。

### 【生垣】

- ・2 m以上の生け垣とする。
- ・樹高が0.5 m以上で、かつ、樹木の数が延長1 mにつき2本以上とする。

### 【その他】

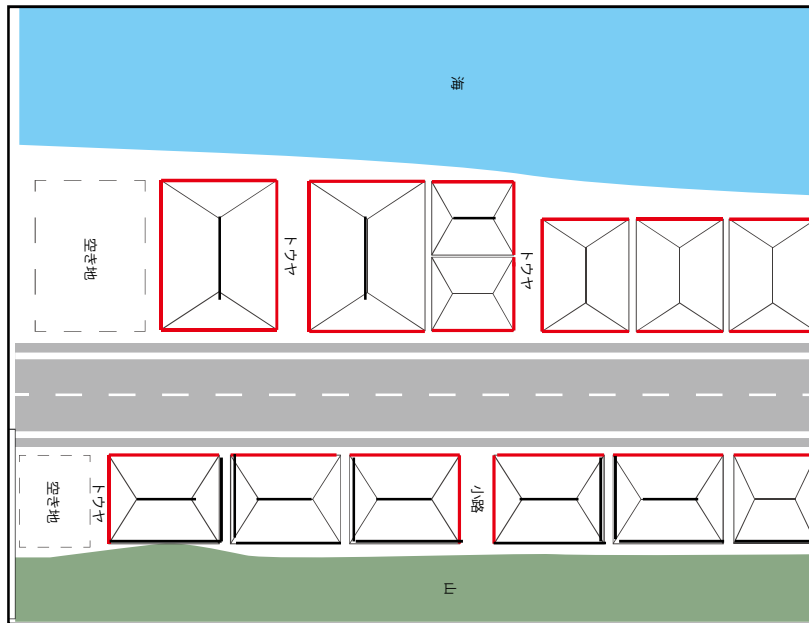
- ・景観に配慮・工夫された工事に係る設計費。

補助率・限度額

対象地域	対象者	対象行為	補助率等	限度額
街区（道路（トウヤを含む）から見える部分）	重要な景観構成要素の土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物 新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内 （他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額）	120万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事
		工作物 新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		60万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事
街区以外の重要文化的景観区域（道路（トウヤを含む）から見える部分）	景観構成要素の土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物 新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内	80万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事
		工作物 新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		30万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事
	土地の所有者又は権利を有する者	生垣 景観形成基準に基づき行われる生垣の設置 注 (1) 生垣の延長は、連続2m以上であること。 (2) 樹木の高さが概ね0.5m以上で、かつ、樹木の数が延長1m当り2本以上であること。 (3) 樹木の高さが概ね0.5m以上で、かつ、樹木の数が延長1m当り2本以上であること。 (4) 生垣に適した樹種とすること。 (5) 植栽の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から50cm以下であること。	新規 3,000円/m 既存ブロック 5,000円/m	9万円

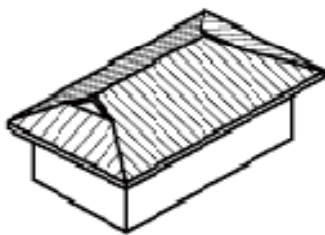
重要文化的景観区域内の景観形成活動	住民団体等	景観形成活動	<p>優れた景観形成に寄与すると認められる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沿道水辺緑化活動における樹木、花等の植栽及び管理に係る経費</li> <li>2. 道路、公園、河川、海岸等の公共空間の除草・清掃等に係る経費</li> <li>3. 重要文化的景観の保存・活用に関する研修会、アンケート調査の実施等に係る経費</li> <li>4. 重要文化的景観の周知・広報活動に関する活動及び研修に係る経費</li> <li>5. その他市長が特に認めた活動</li> </ol>	補助対象経費の1/2以内	市長がその都度、額を決定する
その他		その他	その他市長が特に認めた景観の形成に係る経費		

【補助対象となる外壁の位置】

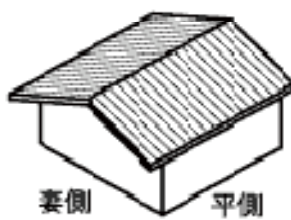


【屋根の形状】

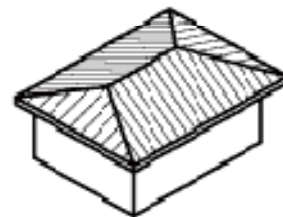
入母屋



切妻

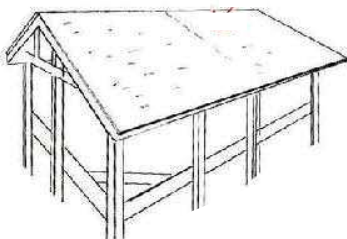


寄棟

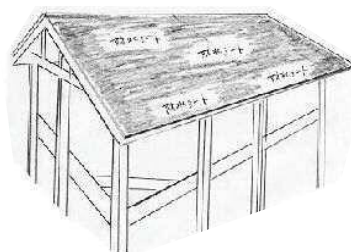


【屋根の施工例】

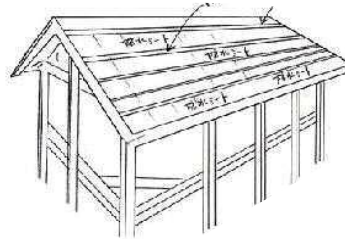
野地板



ルーフィング



瓦棧・





【建具の施工例】

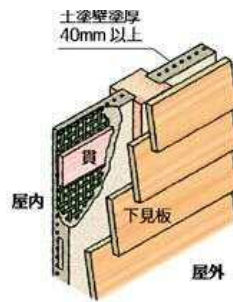
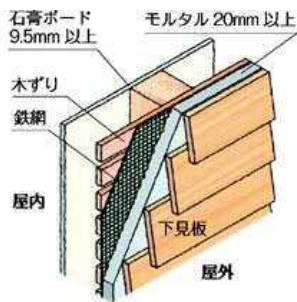


(補助対象経費)  
 ・サッシの色を黒・こげ茶にする。

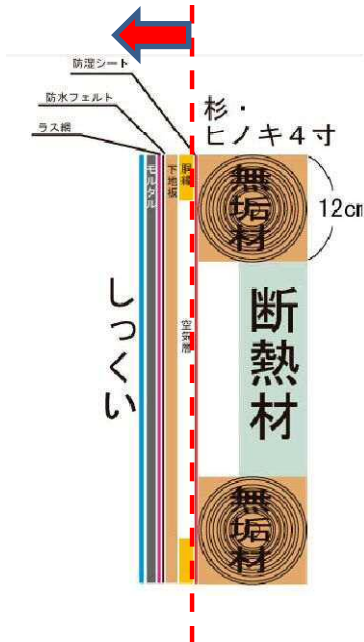


(補助対象経費)  
 ・サッシの前に木製格子を取り付ける。

【外壁の施工例】



(補助対象経費)  
 ・下見板のみ対象



(補助対象経費)  
 ・防湿シートまで対象

# 文化的景観形成事業補助金フローチャート

〔建物の修理・修景をしたい〕

建物所有者・世界遺産推進室・景観アドバイザーとの工法協議・補助金活用の有無

